



農薬取締法に基づき、農薬の生活環境動植物に対するリスク評価及びリスク管理を実施します。

1. 事業目的

- 農薬取締法に基づき、生活環境動植物に対する適切なリスク評価及びリスク管理を実施し、農薬の環境に対する安全性を確保する。

2. 事業内容

農薬は、農薬取締法（農林水産省・環境省共管）に基づき、人や環境等への安全性が確認され登録されたもののみのみ、製造・輸入することができます。このうち、環境に対する安全性に係る判断基準（登録基準）は、個別農薬ごとに環境大臣が設定しています。

農薬取締法の改正により、農薬の生態影響評価の対象が陸域を含む生活環境動植物に拡大されたことから、令和2年度からは、新規登録審査において、魚類、甲殻類等に加え、水草、鳥類及び野生ハナバチ類に対する影響評価を行っています。さらに、令和3年度からは既に登録された農薬に対する再評価を開始します。また、鳥類及び野生ハナバチ類の影響評価開始に伴い、陸域のモニタリングを開始します。

新規登録審査及び再評価におけるリスク評価を迅速かつ的確に進めるとともに、実環境中のモニタリング調査によるリスク管理を実施します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 研究機関等
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

【請負先】 研究機関等

【請負内容】

（1）新規登録農薬及び既登録農薬のリスク評価

- ・ 農薬の登録基準（水産基準、鳥類基準、水濁基準）の設定等に係る文献データの収集及びリスク評価のための資料作成
※令和3年度より既登録農薬のリスク評価（再評価）を開始

（2）リスク管理

- ・ 実環境中の農薬分布・残留や評価対象種のばく露実態に係るモニタリング調査を実施し、リスク管理及びリスク評価手法の妥当性を検証
※令和3年度より、陸域のモニタリングを開始

業務の発注 ↑ ↓ 結果の報告

環境省